

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月22日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月 7日から 令和 8年 5月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月21日 午前 9時30分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 4日 午後 1時00分 場 所 京都地方裁判所第5民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許可若しくは届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月22日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 京都市中京区西ノ京池ノ内町

地 番 16番16

地 目 宅地

地 積 46.54平方メートル

共有者 A 持分60分の1
共有者 B 持分60分の1
共有者 C 持分60分の1
共有者 D 持分60分の1
共有者 E 持分60分の1
共有者 F 持分60分の1
共有者 G 持分60分の1
共有者 H 持分60分の1
共有者 I 持分60分の1
共有者 J 持分60分の1
共有者 K 持分60分の1
共有者 L 持分60分の1
共有者 M 持分120分の1
共有者 N 持分120分の1
共有者 O 持分60分の1
共有者 P 持分60分の1
共有者 Q 持分60分の1
共有者 R 持分60分の1
共有者 S 持分60分の1
共有者 T 持分60分の1
共有者 U 持分60分の1
共有者 V 持分60分の1
共有者 W 持分60分の1
共有者 X 持分60分の1
共有者 Y 持分60分の1
共有者 Z 持分60分の1
共有者 AA持分12分の7

2 所 在 京都市中京区西ノ京池ノ内町 16番地16

家屋 番号 221番の3

種 類 居宅



物 件 目 録

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 21.15平方メートル
2階 12.23平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約39平方メートル
2階 約32平方メートル

- 共有者 A 持分60分の1
- 共有者 B 持分60分の1
- 共有者 C 持分60分の1
- 共有者 D 持分60分の1
- 共有者 E 持分60分の1
- 共有者 F 持分60分の1
- 共有者 G 持分60分の1
- 共有者 H 持分60分の1
- 共有者 I 持分60分の1
- 共有者 J 持分60分の1
- 共有者 K 持分60分の1
- 共有者 L 持分60分の1
- 共有者 M 持分120分の1
- 共有者 N 持分120分の1
- 共有者 O 持分60分の1
- 共有者 P 持分60分の1
- 共有者 Q 持分60分の1
- 共有者 R 持分60分の1
- 共有者 S 持分60分の1
- 共有者 T 持分60分の1
- 共有者 U 持分60分の1
- 共有者 V 持分60分の1
- 共有者 W 持分60分の1
- 共有者 X 持分60分の1
- 共有者 Y 持分60分の1
- 共有者 Z 持分60分の1
- 共有者 AA 持分12分の7



物件明細書

令和 8年 2月18日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三河 浩二

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



- ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
 - 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



※11※

物 件 目 録

1 所 在 京都市中京区西ノ京池ノ内町

地 番 16番16

地 目 宅地

地 積 46.54平方メートル

共有者 A 持分60分の1
共有者 B 持分60分の1
共有者 C 持分60分の1
共有者 D 持分60分の1
共有者 E 持分60分の1
共有者 F 持分60分の1
共有者 G 持分60分の1
共有者 H 持分60分の1
共有者 I 持分60分の1
共有者 J 持分60分の1
共有者 K 持分60分の1
共有者 L 持分60分の1
共有者 M 持分120分の1
共有者 N 持分120分の1
共有者 O 持分60分の1
共有者 P 持分60分の1
共有者 Q 持分60分の1
共有者 R 持分60分の1
共有者 S 持分60分の1
共有者 T 持分60分の1
共有者 U 持分60分の1
共有者 V 持分60分の1
共有者 W 持分60分の1
共有者 X 持分60分の1
共有者 Y 持分60分の1
共有者 Z 持分60分の1
共有者 AA 持分12分の7

2 所 在 京都市中京区西ノ京池ノ内町 16番地16

家屋 番号 221番の3

種 類 居宅



物件目録

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 21.15平方メートル
2階 12.23平方メートル

(現況)

床面積 1階 約39平方メートル
2階 約32平方メートル

共有者 A 持分60分の1
共有者 B 持分60分の1
共有者 C 持分60分の1
共有者 D 持分60分の1
共有者 E 持分60分の1
共有者 F 持分60分の1
共有者 G 持分60分の1
共有者 H 持分60分の1
共有者 I 持分60分の1
共有者 J 持分60分の1
共有者 K 持分60分の1
共有者 L 持分60分の1
共有者 M 持分120分の1
共有者 N 持分120分の1
共有者 O 持分60分の1
共有者 P 持分60分の1
共有者 Q 持分60分の1
共有者 R 持分60分の1
共有者 S 持分60分の1
共有者 T 持分60分の1
共有者 U 持分60分の1
共有者 V 持分60分の1
共有者 W 持分60分の1
共有者 X 持分60分の1
共有者 Y 持分60分の1
共有者 Z 持分60分の1
共有者 AA 持分12分の7



令和7年(ケ)第160号

(物件1、2)

令和7年12月18日受理

令和8年 2月12日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 小 寺 雅 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 京都市中京区西ノ京池ノ内町

地 番 16番16

地 目 宅地

地 積 46.54平方メートル

共有者 A 持分60分の1
共有者 B 持分60分の1
共有者 C 持分60分の1
共有者 D 持分60分の1
共有者 E 持分60分の1
共有者 F 持分60分の1
共有者 G 持分60分の1
共有者 H 持分60分の1
共有者 I 持分60分の1
共有者 J 持分60分の1
共有者 K 持分60分の1
共有者 L 持分60分の1
共有者 M 持分120分の1
共有者 N 持分120分の1
共有者 O 持分60分の1
共有者 P 持分60分の1
共有者 Q 持分60分の1
共有者 R 持分60分の1
共有者 S 持分60分の1
共有者 T 持分60分の1
共有者 U 持分60分の1
共有者 V 持分60分の1
共有者 W 持分60分の1
共有者 X 持分60分の1
共有者 Y 持分60分の1
共有者 Z 持分60分の1
共有者 AA 持分12分の7

2 所 在 京都市中京区西ノ京池ノ内町 16番地16

家屋 番号 221番の3

種 類 居宅



物 件 目 録

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 21. 15平方メートル
2階 12. 23平方メートル

共有者 A 持分60分の1
共有者 B 持分60分の1
共有者 C 持分60分の1
共有者 D 持分60分の1
共有者 E 持分60分の1
共有者 F 持分60分の1
共有者 G 持分60分の1
共有者 H 持分60分の1
共有者 I 持分60分の1
共有者 J 持分60分の1
共有者 K 持分60分の1
共有者 L 持分60分の1
共有者 M 持分120分の1
共有者 N 持分120分の1
共有者 O 持分60分の1
共有者 P 持分60分の1
共有者 Q 持分60分の1
共有者 R 持分60分の1
共有者 S 持分60分の1
共有者 T 持分60分の1
共有者 U 持分60分の1
共有者 V 持分60分の1
共有者 W 持分60分の1
共有者 X 持分60分の1
共有者 Y 持分60分の1
共有者 Z 持分60分の1
共有者 AA 持分12分の7



(その他の事項用)

その他の事項

- 1 物件1の土地は、南側で建築基準法上の道路(私道)に接面している。
- 2 物件1の土地の各境界は明らかではなく、正確には専門家を交えた確定を要する。なお、物件2の建物の基礎付近の水切りが西側隣地(16番8)に越境している可能性がある(写真8参照)。
- 3 物件2の建物は、共有者らが会員制宿泊施設として利用していたものとみられる。

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
回答があった共有者ら	物件2の建物の利用関係について、概ね「空き家」や「不明」との回答があったが、中には、会員制宿泊施設として年数回利用していたと回答した人も存在した。

(執行官の意見用)

執行官の意見

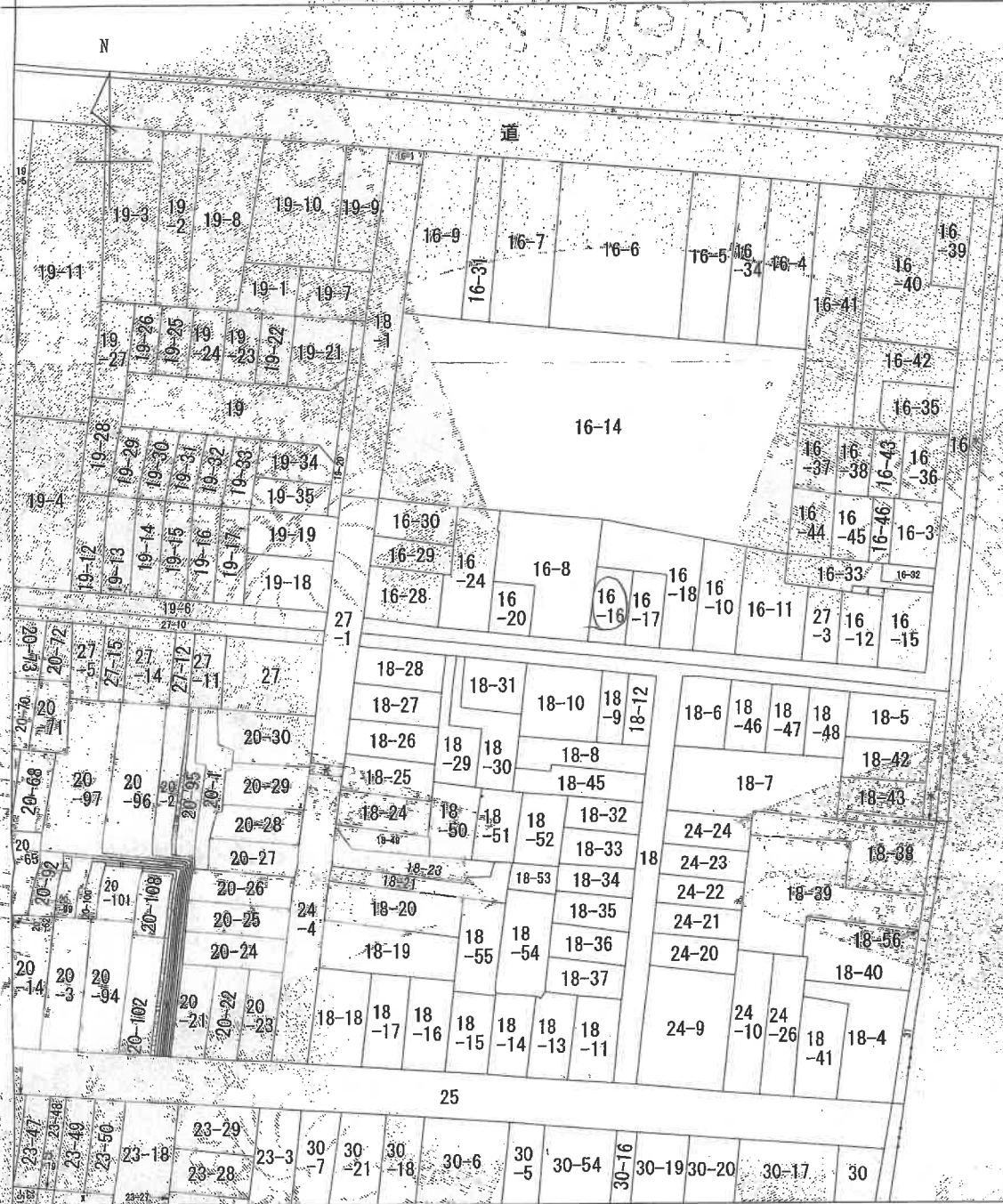
- 1 物件2の建物は、共有者らが居宅(会員制宿泊施設)として使用していたものとみられる。
- 2 共有者らに照会書を送付したところ、11名から回答書を受領した。
- 3 上記関係人の陳述および本件物件の立入調査時の状況等から、3ページのとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月25日 13:10-13:20	物件所在地	外部調査、写真撮影、照会書投函
7年12月25日 : - :	執行官室	共有者らへ照会書送付
8年1月29日 10:50-11:25	物件所在地	立入調査、写真撮影、照会書差置き(回答なし)
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年1月29日 目的物件は、不在で一部物入が施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

1 16-13 20-104 * 20-106 20-87 25-46
 2 20-103 20-105 20-107 20-08 23-52



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部	所在	京都市中京区西ノ京池ノ内町		地番	16番16	
出力 縮尺	縮尺不明	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	
種類	旧土地台帳附属地図					
作成 年月日	備付 年月日 (原図)		補記 事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(京都地方務局管轄)

令和7年9月17日

静岡地方務局沼津支局

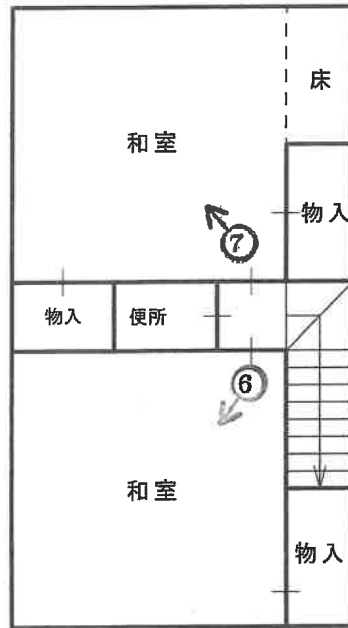
登録官

請求番号：9-1

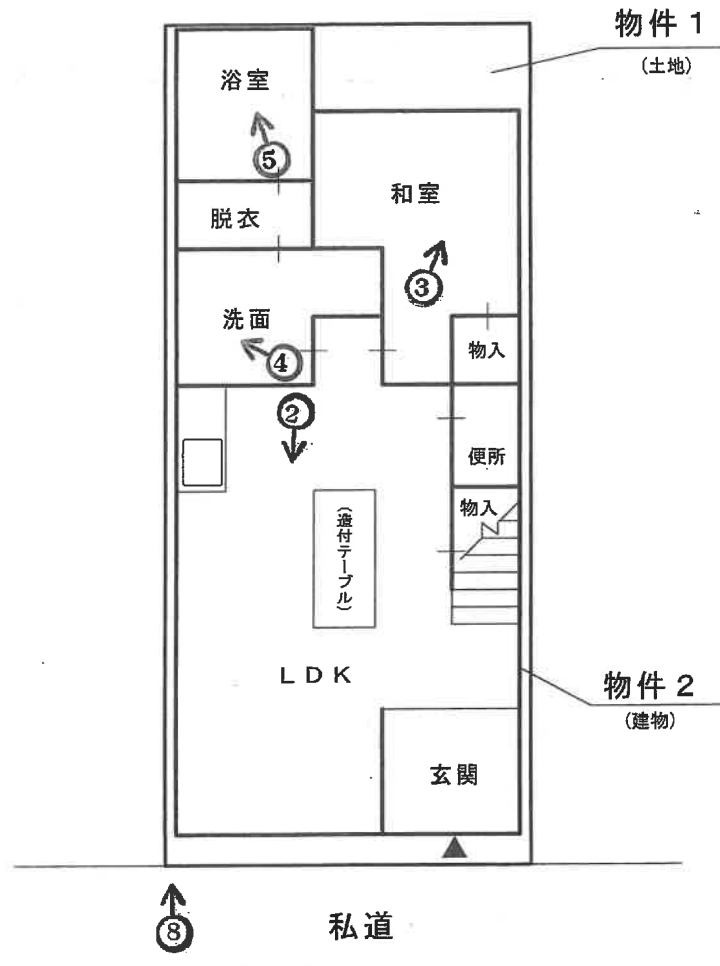
(1/1)

土地建物位置関係図
建物見取図

2階



1階



※本図は略図につき実際とは異なる場合があります。

物件2



1



2



3



4



5



6



7



8

令和 7 年 (ケ) 第 160 号

令和 8 年 1 月 29 日 現地調査
令和 8 年 1 月 30 日 評価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

津田浩伸

第1 評価額

一 括 価 格	
金15,540,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金3,600,000円
物件2 (建物)	金11,940,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	「物件目録記載のとおり」	「同左」
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	「下記以外は同左」 (1階・2階増築あり) 1階 約 39 m ² 2階 約 32 m ² 延床面積 約 71 m ²
番号	特記事項		
	物件2は登記床面積と大きく異なり、現況床面積は現地計測より上記のとおりと把握された。法務局備付け建物図面及び各階平面図がないため、増築部分は不明である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位置・交通	京都市営地下鉄東西線「二条城前」駅の南西方・道路距離約450m (付属資料「位置図」参照)	
付近の状況	小規模一般住宅にゲストハウス等も混在する地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域 80% 300% 準防火地域 15m第3種高度地区 旧市街地型美観地区 近景デザイン保全区域、遠景デザイン保全区域 宅地造成等工事規制区域 周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれる
画地条件	間口約4.4m、奥行約10.5mの長方形地 第3図のとおり	
接面道路の状況	南側幅員約3.4mの私道に等高に接する。 (建築基準法第42条第2項道路) 接面道路は幅員4m未満であるため、再建築の際にはセットバック(敷地後退)を要する。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供給処理施設	上水道: あり ガス配管: あり 下水道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	・隣地との境界は判然とせず不明であるが、現地状況より、物件2建物の基礎付近の水切りが西側隣地に越境している可能性があると考えられた。	

2 建物の概況及び利用状況

(物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	<p>建築年月日（登記記載）： 不詳（固定資産家屋台帳の最古の記録は大正6年とのこと。（京都市市税事務所にて聴取））</p> <p>経 過 年 数 ： 109年 以上</p> <p>経済的残存耐用年数 ： 経済的耐用年数はほぼ満了している。</p>
仕 様	<p>構 造 ： 木造</p> <p>屋 根 ： 瓦葺等</p> <p>外 壁 ： 塗り壁、鉄板等</p> <p>内 壁 ： クロス、タイル等</p> <p>天 井 ： クロス等</p> <p>床 ： フローリング、畳、タイル等</p> <p>設 備 ： 電気、ガス、給排水設備</p>
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	<p>現況用途： 居宅</p> <p>間 取 り： （付属資料「建物見取図」参照）</p>
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的物件は会員制(所有権持分方式)のリゾート施設として運用されている。旅館業法の簡易宿所にはあらず、また許可を得られる仕様(玄関帳場又は代わる設備等)も有していないとみられた。 ・ 建物の現況及び登記甲区の履歴から、平成28年から平成29年の間に大幅な改装が行われたと推定されるが、建築確認の履歴は見当たらなかった。 ・ 目視で明確に確認できなかったが、2階屋根(大屋根)の現況は鉄板かスレートに葺き替えられていると見られた。 ・ 内外装仕上及び設備が更新されており、これらの交換価値は失われていないと評価される。更新時期は不明であるが、平成29年8月末に行われたものと推定し、躯体と分けて評価を行う。 ・ 1階LDKの中央部に造付テーブルが備えられており、その下は少し掘り込まれている。 ・ 1階の2箇所の物入、2階西側の物入は管理用として鍵が付けられている。現地調査の際、1階の2箇所の物入は施錠されていた。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	388,000	1.00	46.54	0.95	17,150,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 京都中京 -1

公示価格(円/㎡) 372,000 × 時点修正 102/100 × 標準化補正 100/103 × 地域格差 100/95 = 標準画地価格(円/㎡) 388,000

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位等 (1.03)

◇ 地域格差 : 街路条件 100/105 × 接近条件 100/100 × 環境条件 100/90 × 行政条件 100/100 ≒ 格差率 100/95

イ 個別格差 : 方位、セットバック等 (1.00)

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2 躯体	220,000	71	0.05	780,000
2 仕上 設備	140,000	71	0.43	4,270,000
2			合計	5,050,000

ウ 現価率

物件2の現況より、更新された内外装及仕上げ設備の交換価値が認められるので、躯体と仕上設備に分けて評価する。

躯体:耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して対象建物の現価率を査定するものであるが、対象建物の躯体は既に経済的耐用年数を経過している。

よって、躯体の現価率を 0.05 と査定する。

仕上設備:経済的全耐用年数 20 年、経過年数 8 年、経済的残存耐用年数 12 年、残価率0.05の耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、仕上設備の現価率を査定した。

現価率={残価率 0.05 + (1- 0.05)×経済的残存耐用年数/経済的全耐用年数}×(1-観察減価 0.30)
≒ 0.43

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	17,150,000	70%	法定地上権	12,010,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を70%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	17,150,000	-12,010,000		100%	70%	3,600,000
2	5,050,000	+12,010,000	100%	100%	70%	11,940,000
一 括 価 格 (合計)						15,540,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 修正の必要がない。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 (京都中京-1)
所 在 : 京都市中京区壬生神明町1番383
価 格 : 372,000円/㎡
位 置 : 京都市営地下鉄東西線「二条」駅の南西方、道路距離 約 850 m
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 81 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水道
接 面 街 路 : 南方 5 m 市道
用途指定等 : 準工業地域 (建蔽率 60 %、容積率 200 %)
準防火地域
地域の概要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)
物件1(土地): 7,901,400 円
物件2(建物): 232,900 円

第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

1 所 在 京都市中京区西ノ京池ノ内町
地 番 16番16
地 目 宅地
地 積 46.54平方メートル

共有者 A 持分60分の1
共有者 B 持分60分の1
共有者 C 持分60分の1
共有者 D 持分60分の1
共有者 E 持分60分の1
共有者 F 持分60分の1
共有者 G 持分60分の1
共有者 H 持分60分の1
共有者 I 持分60分の1
共有者 J 持分60分の1
共有者 K 持分60分の1
共有者 L 持分60分の1
共有者 M 持分120分の1
共有者 N 持分120分の1
共有者 O 持分60分の1
共有者 P 持分60分の1
共有者 Q 持分60分の1
共有者 R 持分60分の1
共有者 S 持分60分の1
共有者 T 持分60分の1
共有者 U 持分60分の1
共有者 V 持分60分の1
共有者 W 持分60分の1
共有者 X 持分60分の1
共有者 Y 持分60分の1
共有者 Z 持分60分の1
共有者 AA 持分12分の7

2 所 在 京都市中京区西ノ京池ノ内町 16番地16
家屋 番号 221番の3
種 類 居宅



物件目録

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 21.15平方メートル
2階 12.23平方メートル

共有者 A 持分60分の1
共有者 B 持分60分の1
共有者 C 持分60分の1
共有者 D 持分60分の1
共有者 E 持分60分の1
共有者 F 持分60分の1
共有者 G 持分60分の1
共有者 H 持分60分の1
共有者 I 持分60分の1
共有者 J 持分60分の1
共有者 K 持分60分の1
共有者 L 持分60分の1
共有者 M 持分120分の1
共有者 N 持分120分の1
共有者 O 持分60分の1
共有者 P 持分60分の1
共有者 Q 持分60分の1
共有者 R 持分60分の1
共有者 S 持分60分の1
共有者 T 持分60分の1
共有者 U 持分60分の1
共有者 V 持分60分の1
共有者 W 持分60分の1
共有者 X 持分60分の1
共有者 Y 持分60分の1
共有者 Z 持分60分の1
共有者 AA 持分12分の7



